

トークサロン

草の根の市民自治を掘り起こそう！

2020年9月26日（土）

午後1時30分～4時30分

ウィズあかし 市民活動支援センター・スペースAB（アスパア明石8階）

市民自治あかし

2020年度総会（第8回）

- 1 開会のあいさつ
- 2 この1年の取り組みと活動の経過（総括案）
 - ① 「市民参画」の空洞化を見せつけた
「自治基本条例施行から10年」節目の年
 - ② 急展開した新庁舎建て替え計画と取り組み
 - ③ JR新幹線車両基地問題と取り組み
 - ④ 住民投票条例の再度の否決と取り組み
 - ⑤ 市議会改革と議員の資質向上を求める取り組み
 - ⑥ 市民まちづくり連続講座 in 明石の取り組み
 - ⑦ その他の課題への取り組み
 - ⑧ コロナ禍への取り組み
 - ⑨ 地方自治の充実、地方分権、市民自治の推進と国政改革
 - ⑩ 市民自治運動のウイング（すそ野）を広げるために
- 3 新年度の活動方針と具体的計画
 - ① 「市民まちづくり連続講座」の開催を軸に諸課題に取り組む
 - ② 新庁舎建替え問題への取り組み
 - ③ JR新幹線車両基地問題への取り組み
 - ④ 新長期総合計画とSDGs推進計画
 - ⑤ 住民投票条例 再度の否決への対応
 - ⑥ 市議会改革への対応
 - ⑦ 会計決算報告と財政の方針、役員等の体制
- 4 閉会のあいさつ

I この1年の取り組みと活動の経過（2019年度の活動総括）案

1. 「市民参画」の空洞化を見せつけた「自治基本条例施行から10年」節目の年
2. 急展開した新庁舎建て替え計画と取り組み
 - (1) 急展開した新庁舎建替え計画の背景
 - (2) 新庁舎建設計画で、何が問題だったのか？
 - (3) なし崩しに進む流れを止める“切り札”と今後の対応
3. JR新幹線車両基地問題と取り組み
 - (1) 透明性を欠く市とJRの協議経過
 - (2) 基地計画の地域への影響と問題点
 - (3) 泉市長のロジックに潜む危うさ
 - (4) コロナ禍の影響と計画の行方
4. 住民投票条例の再度の否決と取り組み
 - (1) 突然の「再提案表明」とその後の展開の疑問
 - (2) 議会の審議と対応に潜む問題点 市民自治あかしの「声明」
 - (3) 今後の対応と取り組みの課題
5. 市議会改革と議員の資質向上を求める取り組み
 - (1) 改選後の議会構成の変化と改革の試みは功を挙げたか？
 - (2) 議運委の申し合わせ事項の改革は進んだか？ 論点は提案したが？
 - (3) 流れた議会報告会の開催
 - (4) 議員間討議はいぜん藪の中
 - (5) 新型コロナウイルス感染症と明石市議会の評価
 - (6) 持ち越した課題と今後の議会改革への対応
6. 市民まちづくり連続講座 in 明石の取り組み
7. その他の課題への取り組み
 - (1) 道路問題
 - (2) 子育てと保育の問題
 - (3) 次期総合計画（SDGs推進計画）
8. コロナ禍への取り組み
9. 地方自治の充実、地方分権、市民自治の推進と国政改革について
10. 市民自治運動のウイング（すそ野）を広げるために

はじめに

2019年度は、年明け早々から3ヵ月にわたって続いた泉市長の「暴言」問題に端を発した春の選挙直前の市長辞職と「暴言市長の圧勝」という2回の市長選挙や市議、県議選など、嵐のような統一地方選が一段落した後から始まった。

さあ、これからは落ち着いた気分で市民まちづくりに取り組めると考えていた矢先に、市長選では争点の端っこにも見えなかった市庁舎建て替え問題が急浮上し、市庁舎建設「百年の計」に関わる議論はほとんど皆無のまま現地で建て替えが突然決まり、猛スピードで実施設計まで突っ走る事態に見舞われた。

並行して、大久保、魚住町にまたがる農業振興地域にJR西日本が「新幹線車両基地」を建設するという計画が突然明らかになり、巨大開発に翻弄される1年になった。また、懸案だった住民投票条例が自治基本条例施行10年を前にして突如「再提案」されたが、再び市議会多数派が反対し2度目の否決に至った。

いずれも、自治基本条例が掲げる「市民自治のまちづくり」「市民自治の行政」の在り方とは大きくかけ離れた問題点を露呈し、「市民参加」「市民参画」の内実が極めてお粗末であることを浮き彫りにした「自治基本条例」施行10年を象徴する出来事だった。

また、後半は2020年に入って新型コロナウイルス感染症の百年に一度というパンデミックに襲われ、いのちと健康、暮らしが脅かされ、市民活動も停滞をやむなくされた。この状況は今後数年、あるいは数十年にわたって尾を引くとも言われており、コロナ後社会へ向けての政治、経済、社会、文化のあり方が大きく変わる転換点に立っている。

人口縮小社会も同時並行して急ピッチに進む中で、地域社会のあり方や自治体行政の在り方などについて、政策提言をめざす市民自治あかしの活動はますます重要になっている。

3年目に入った「市民まちづくり連続講座」は、選挙等から半年余り休んだが、9月に再開したあと今度はコロナ感染症の拡大の中で再び4、5月の講座を中止し、6月から再出発した。情勢から緊迫した新庁舎問題などをテーマとすることが多く、一昨年までと違って出前講座は少なく、自主講座で「討論集会」を兼ねるものが多かった。

1. 「市民参画」の空洞化を見せつけた「自治基本条例施行から10年」節目の年

明石市の自治基本条例は2007年から3年かけて条例案が検討され、2010年4月施行された。

この1年は施行から10年目に当たる節目の年だったが、前年年初に起きた「泉市長の職員に対する暴言」騒動から市長辞職、2回の市長選騒ぎで全国から注目を浴びた後も、市庁舎建て替え問題やJR新幹線車両基地計画問題が急浮上したり、懸案の「住民投票条例」が市議会でも再度の否決に至るなど、市民自治を掲げるまちにふさわしくない出来事が相次いだ。

いずれも共通したのは、自治基本条例に掲げる「市民自治をめざす行政」の要になる「市民の（行政へ）の参画」「協働のまちづくり」「情報の共有」という、市政運営の3つの原則が軽んじられていることが明白になったことであった。

市長の辞職騒ぎは、暴言自体の問題よりもその後の市民への説明責任が軽んじられたうえ、選挙直前になって再出馬を表明し選挙にあたって不可欠な政策の明示や、候補者による「公開討論会」にも現職が参加しないまま選挙が行われた。選挙に有利か不利かの判断が優先され、劇場型選挙が行われた結果、市政運営の3原則と程遠い選挙になった。

市庁舎建て替え問題では、3年も前から市民への説明や市民意見を反映する場が求められていたにもかかわらず、それらに代えられないまま突如、国の財政支援措置期限に引きずられて計画案への十分な議論や市民意見を反映する時間を取れないまま、猛スピードで計画が進められている。ここでも「3つの原則」は軽んじられた状態だ。

新幹線車両基地計画問題は、3原則無視が一層深刻だ。明石のまちづくりに大きな影響を与

える巨大開発計画が、新聞のスcoop報道として突然浮上し、市長も議会で「新聞を見て驚いた」と答弁した直後に、1年半も前からJRと市は緊密な協議を重ね、市長もJR社長と会ったり、現地を一緒に視察しているなどの経緯があったことが露呈した。

また、住民投票条例は自治基本条例に制定が義務づけられているにもかかわらず、市議会で否決後4年を経て再提案されたが、再び否決された。究極の市民参画の制度が、自治基本条例施行後10年を経ても宙に浮いている事態になっている。再提案に際しても、市は本気で成立させようという意志があったのかどうか、形ばかりの再提案ではなかったかという疑念さえ生じる。

詳細はそれぞれの項目で詳述するが、このままでは、せつかくの自治基本条例と、そこで高らかに謳われている「市民自治のまちづくり」が空洞化を招きかねない。それぞれの課題を検証する中から、市民からも、議会からも、そして職員からも「明石市の憲法」の重みにいま一度目を向けることが必要ではないだろうか。

2. 急展開した新庁舎建替え計画と取り組み

(1) 急展開した新庁舎建替え計画の背景

市役所本庁舎の建て替え問題は2015年に議論が本格化し、庁内にプロジェクトチームを設けて計画づくりが進んだ。2017年3月には「基本構想」を議会に報告し、2017年5月からは市議会も新庁舎整備特別委員会を設置し、候補地を順次絞り込む市の計画策定に歩調を合わせて審議してきた。

この間、市民自治あかしは2016年9月議会に「新庁舎の整備検討に関する情報を市民に説明するとともに、検討過程での市民参画を求める」請願書を提出。市長にも同様趣旨の要望書を提出したが、いずれも応じられていない。2018年6月議会にも同様趣旨の請願を提出し、市長にも要望書を提出したが、請願は再度反対多数で不採択になった。市は同年8月末に当時の宮脇政策局長（その後副市長）らが市民自治あかしのメンバーらに説明する場を持ち、進展状況を簡潔に説明したうえで「時期が来たら市民にも説明し、参画の機会をつくる」とした。

しかし、その後も市民への説明や計画策定段階での市民参画は実現していない。

2019年6月市議会で特別委員会に報告された内容によると、当初あった西明石案はすでに候補から落とされ、①現在地案 ②明石駅周辺案（東仲ノ町再開発案） ③大久保駅前のJT跡地案 ④明石駅周辺とJT跡地の分散配置案—の4案に絞られた段階だった。

突如「現在地建て替え」決議から急展開

ところが、2019年9月26日開かれた市議会特別委員会で突如「現在地建て替え」が全員一致で決議された。この日の委員会では市から「これまで検討してきた4つの候補地から、明石駅周辺案と分散配置案を外し、現在地案とJT跡地（大久保）案の2案に絞る」考え方が報告された。

これに対し議会側は、自民党真誠会、未来明石、維新の会、フォーラム明石、公明党がそれぞれ会派としての“結論”を報告したあと、穂原委員長（自民党真誠会）がいきなり「全員が現在地建て替えで賛成。交付金（庁舎整備緊急財政支援メニュー）の期限も迫っている」として採決に入り、わずか65分の審議で「現在地での建て替え」を全員一致で決議した。

10月15日の最終本会議では、庁舎建て替えに対する国の財政支援メニュー「市町村役場機能緊急保全事業」の活用で市の財政負担を抑えるため「現在地での建て替え」を早期推進する決議を全員一致で採択した。市は9月の新庁舎整備検討特別委で「議会の意思が示されたら、全力を挙げて取り組む」と宮脇副市長が答弁しており、議会の「お墨付き」を得た格好で140億円に上る概算費用を伴う新庁舎建設事業が、市民への説明や意見を聞く機会を設けないまま市と議会で骨格が決まった。

さらに、これから1年半という短い期間に「基本計画の検討、策定→設計業務の公募と契約→基本設計の作成」を経て、2021年3月までに「実施設計に着手」という“時間に追われる巨額投資事業”が進められることになった。

年が明けて、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、将来的に財政が窮迫するのが必死になることから、市民自治あかしは4月20日、市長と市議会に対して「感染症の緊急事態への対応」について緊急要請書を提出した。

この中で「非常時ともいえる大規模災害が続いている中では、『百年の大計』に基づいて進めねばならないような庁舎建替え事業を進めるべきではないのは自明です。行政はいま迫られている事業と業務にすべての力を注ぐべきで、促進決議をしている市議会と協議して速やかに事業進捗の一時停止を断行すべきです。コロナ禍が終息した後は、新たな行政需要と財政課題が山積するはずですから、巨額の新規投資をいま進めることは控えるべきです」と事業の一時中止を求めた。

だが、市はこうした要請には一顧だにせず、黙々と事業を進め、7月16日には設計業者の公募型プロポーザル方式による設計業務委託業者を公表した。12月議会には「基本設計案」を市議会に提出する方針で、予定通り進めている。

(2) 庁舎建設計画で、何が問題だったのか？

市民自治あかしは計画が急展開し始めた2019年10月以降、今年1月、7月と3回にわたって討論集会を開催し、問題点の整理と対応を議論した。昨年9月に急展開するまでは、新庁舎問題は(1)で見たように長期的な課題で、緊急差し迫った課題ではなかった。昨年春の市長選、市議選でも全く争点にもならず、政策として取り上げもされなかったことが、何よりも象徴している。

本庁舎の建て替え問題が始まったのは、建設から50年を迎えるのを前に「建物の老朽化」と「災害対策」が問題にされたからである。

新庁舎建設の発端時点の議論

1970年に建設された現庁舎は、外見上は「老朽化」を感じさせないが、市は「50年の耐用年数が近づいているのと、旧耐震基準での建築物であるために大規模地震の際に危険がある」ことを理由にしてきた。

当初は議会でも「耐震補強」か「建て替え」かの選択肢に関する議論もあったが、市は「耐震補強をしても巨額の工事費が必要で、いずれ建て替え時期が来るので経費的には建て替える方が得策」と報告し、議員も掘り下げた議論のないまま「建て替え」ありきで進んだ。

本来は、耐震補強工事と建て替えの比較について資料を公開し、突っ込んだ議論が必要だったが、なぜか「耐震補強よりも建て替え」が前提の議論が進んだ。

新庁舎の建設候補地の議論に終始した4年間

次いで、建て替えを検討するに際して、現在地が明石海峡に面した海辺にあることから、近年襲来が予想される南海トラフ地震と津波による被害の直撃を受けることが問題になり、現在地のほかに移転候補地がいくつも挙げられ、その比較検討が議論の中心になった。4年間の議論の中では、現在地を含む5つの候補地案が延々と議論され、2019年6月時点でも4案が残り、同9月時点でも2案が残っていた。言い換えれば、4年間の議論の大半は「候補地選択」に終始し、50年先を見据えてどのような庁舎を造るのかという「新庁舎のあり方」に関する議論が皆無に等しく、市民が新庁舎に何を期待しているかという意向を汲み取ることもないままに、「現在地で早期建設」に決まった。

基本設計業者の選定からわずか3ヵ月程度で基本設計案を策定し、一気に建設へと進むプロセスでは、「50年先を見据えた市庁舎のあり方」についての多角的な議論がほとんどないままに、た

だ新しい建物が建設されるということになる。

「市民参画」手続き不在の庁舎建設は自治基本条例違反ではないか

市庁舎は、職員のオフィスではなく、主人公は市民であるはずだが、未だに市民の意見を聴くという「市民参画」の手順が行われていない。市は「市民アンケートや計画に対するパブコメ（パブリックコメントの募集）」を市民参画の手続きとしているが、自治基本条例の経緯からすればこれらの手続きは単なる「公聴」手段に過ぎず、これをもって「市民参画」というなら、自治基本条例を明らかに踏みにじる行為になる。

財政計画への影響の検証不在と、コロナ後社会への対応の欠如

新庁舎の建設は150億円規模の財政支出が伴う大規模公共事業だ。庁舎建設には本来、国からの補助金等はなく、自治体が自前の財源で行う事業になっている。通常は事前に積み立てる庁舎建設特別基金で一定額を元手にし、あとは財政運用上認められている事業費の70%までを起債（借金）で賄う。

しかし、明石市の場合には庁舎建設を目的とした積立金は16億円しかなく、必要経費の1割程度にとどまる。このため明石市は当初、民間資金の導入による「PFI事業」の手法も検討していたが、2019年春に国の「市町村役場機能緊急保全事業」の適用を受ければ90%まで起債が認められ、元利償還金の30%を基準財政需要額に算入し交付税措置されるという制度を利用できる可能性が浮上したことに飛びついた。

市のこれまでの説明では、適用されると後年度の起債償還時に10年にわたって延べ27億円が交付税で措置され、実質的な国の財政支援を得られるという。議会が昨年9月議会でこの話に乗ろうとして「2021年3月までに実施設計の発注まで進む」という条件に間に合わせるように、候補地議論を省略した「現在地建て替え」で一致した。

この財政支援制度は、熊本地震被災地の庁舎再建につくられた被災地支援制度を、その他の自治体の庁舎建て替えにも適用するように求める自治体の要望を受けて、防災庁舎建設の際に一定の条件を付けて拡大適用し、2021年3月末までに上記の進捗ができるという条件を付けて昨年4月に拡大適用が決まった。

「交付税措置」は建設時に「補助金」として支援されるのではなく、起債（借金）枠の増大を認めて、後年度の起債償還時に一定の限度額を交付税の上乗せによって支援するという仕組みだ。したがって、国の財政事情によっては額面通り償還金を肩代わりされるとは限らず「空手形」になる恐れもある。その場合には、起債枠を多く認められることによって市の借金返済額が増えるだけに終わりがねない。

新型コロナ対策で、国の借金はとどまるところを知らないように増大しており、財政規律を失った国の財政の将来には赤信号が灯っており、巨額の借金を庁舎建設で増やすことによる市財政の将来も危うくなりかねない。これから本格的な人口減少が始まる中で、その対応に対する明確な説明は全く行われていない。

(3) なし崩しに進む流れを止める“切り札”と今後の対応

7月26日に開いた討論集会では、こうした問題山積のまま「交付税措置目当て」に突き進む建て替え計画にストップをかける方策も議論された。いま建て替え計画の十分な議論も市民参画もすっ飛ばして通常計画の2倍以上のスピードで進めるのは、国の財政支援の適用期限に間に合わせる事が最優先されているからだ。

ならば、明石市の計画では、この制度適用の要件に合致しないことを示して、厳格な適用審査を行うように国に訴える道があると考えた。すなわち、「市町村役場機能緊急保全事業」の適用要件に挙げている「大規模災害時に建て替え後の庁舎が業務継続計画（BCP計画）に位置付けられ

ている」ことに合致するかどうかの問題だ。市の建て替え計画では、建て替え庁舎の耐震性や浸水対策についてはクリアするように設計可能だが、現在地では南海トラフ地震の際には津波で庁舎は無事でも中心市街地一帯は水没し、庁舎は職員や市民が入り出できない「陸の孤島」になる恐れが、パブコメでも多くの市民から指摘された。昨年 10 月豪雨で全国各地で庁舎が「陸の孤島」になり、今後の庁舎防災対策の盲点として注目された。

これに対して市は、「想定を超える災害等により使用できなくなった場合の代替措置について、あらためて事業継続計画（BCP）に定めていく」と説明している。すなわち、「陸の孤島」化した際には新庁舎での業務は継続できず、他の庁舎で業務を継続するとしている。

私たちは、これでは「支援制度の適用要件に明らかに反する」と判断し、何らかの拡大解釈をして制度を適用することのないように、関係官庁に訴える予定だった。そもそもこの制度は、被災地への支援制度として創設されたものを、被災地外の一般自治体の庁舎建替えに拡大適用したものであるから、その要件をさらに拡大して適用範囲を広げるのは制度の趣旨に反する。そのような財源があるなら、被災地支援にもっと多くの国費を回すべきで、本来は被災地支援に充てる国費を拡大解釈によって「横取りするような行為」は市民としても恥ずかしいと訴える予定だった。

割り切れぬ行政の解釈だが、突破は困難

私たちはこの 8 月、総務省への制度適用を申請する際の窓口になる県の市町振興課を訪ねて、上記の問題点を説明し、国はどのように判断、対応するのか意見を求めた。県の担当課の説明は以下のような内容だった。

「この制度は防災対策を目的に庁舎を建てかえる自治体を財政的に支援するものだから、耐震性を高めて、浸水等で庁舎が使えなくなるようなことのない建て替えが計画されていれば、基本的に適用することになる。明石市の場合、地震対策や浸水対策は考慮されているので、期限に間に合えば申請を受理することになる」

「陸の孤島化への対策は、制度の創設時には考慮されていなかった。昨年 10 月の豪雨災害で新たな課題として浮上していても、制度を公示した 4 月時点では陸の孤島対策は適用条件には含まれていない。新たな課題として認知されても、現行の制度適用に遡及することはない」

「この制度適用への駆け込みのために、本来の丁寧な計画立案や議論、市民参画がないがしろにされているということは気持ちとしては分かるが、その問題は市や議会、市民の間で解決すべきもので、この制度の適用を見直すことで目的を達するのは無理がある」

この件の担当課の判断は、いかにも行政的な判断という印象はあるが、陸の孤島問題を制度に遡及させて適用条件とするように求めるには無理があるという法制度上の説明は理解できる。

したがって、この制度適用にストップをかける行動は難しいと判断した。

基本設計の中身について、可能な限り提案や指摘を進めよう

7 月 16 日に公表された設計事業者の選定と採用された基本設計の概要について、今後 9/28 の市議会特別委で報告され、12 月議会へ向けて基本設計案の取りまとめが進められる。

採用された基本設計の概要案では、基本計画では 11 階建ての高層庁舎だったのが、庁舎規模のスリム化や事業費抑制のために 6 階建ての中層庁舎に変更され、海峡と周辺景観と調和するボリュームに設計されているのが特徴という。建設コストも「10%縮減」がうたわれているが、費用面については公表資料がないので現時点では不明だ。

こうした設計案について、市民自治あかしへもすでに具体的な提案や意見が寄せられているが、今後はタイトなスケジュールではあるが、可能な限り市民の意見が反映された設計となるように、提案、提言を続けていくことが次善の策として有益かと考えます。

3. JR新幹線車両基地問題と取り組み

JR大久保駅～魚住駅間の市街化調整区域の大半を占める農地に、新幹線の車両基地が建設されるという計画は、昨年11月15日付けの神戸新聞で大きく報道されて、明るみに出た。市民はもちろん市議会の議員の大半も寝耳に水だった。

建設中のリニア新幹線が東京～名古屋間開通後、新大阪まで延伸されると、山陽新幹線の増発や新大阪駅の地下駅などから、新たな新幹線車両基地が必要になる—という理由から、適地として明石市内が計画されたという。基地の詳細はまだJRが明らかにしていないが、報道によると新幹線用に20線程度、在来線用に10線程度の規模の約30ha。明石市はこれに加えて基地周辺に在来線の新駅を開設し、周辺を宅地や商業地域として開発することにより全体で100ha（約100万㎡）を越す大規模開発になるという。新幹線と在来線および在来線と国道2号の間に広がる東西約2キロの農地とため池の大半を開発しつくすことになる。

さっそく12月議会では大きく取り上げられたが、市は泉市長も当初は「新聞報道に驚いた。JR側にそのような話があることは、ふわっとした話は聞いているが、ずいぶん先の話で、詳しいことを確認中の段階だ。JRの意向であって、賛否の段階ではない。私個人としては賛成ではない」と答えた。9月26日にはJRと「包括連携協定」を結んだばかりだったのでその関係も問われたが、市長は「ホームドアや明石駅のユニバーサル工事、西明石駅周辺の整備、踏切改善などを総合的に進めていくためのもので、車両基地計画は視野には入っていなかった」とした。

また、2019年度から事業を開始する予定だった同地域の農業用水パイプラインの整備が凍結されていることについて、宮脇副市長は「新駅構想も出てきている中で、二重投資になるかもしれないので、いったん中止した」と、車両基地計画との関連を否定した。

しかし、年が明けて情報公開資料などでこれまでの経緯が明らかになっていくにつれて、答弁とは異なる経過が明らかになっていった。

(1) 透明性を欠く市とJRの協議経過

議員らの情報公開請求によって公開された市とJRの打合せ記録によると、最初にJRから打診されて明石市幹部がJR側と協議したのは2018年7月。以来、2019年11月15日付けの神戸新聞で大きく報道されるまで15回にわたって、両者は主に市役所で極秘裏の協議を重ねていたことが判明した。

この間、泉市長も昨年5月以降3回にわたって協議に加わり、市長の強い要請で昨年9月にはJR西日本社長とも市役所で面談し「市民の理解を得られるように進め、協力したい」と応じていた。10月には市長はJR側と現地視察も行っている。兵庫県もまた、JR西日本の計画や明石市との協議経過についても承知していたが、知事は兵庫県内に計画することの疑念も表明し、JR側は県対策が重要な要素を占めることを明石市側に漏らしていたことも、協議資料から判明した。

市議会内には車両基地計画に賛否両方の意見があることも12月、3月議会を通じて明らかになっていたが、JRとの協議が行われていたことが1年半も議会に報告されていなかった市とJRの対応には批判が集まっていた。

(2) 基地計画の地域への影響と問題点

基地計画の地域にもたらす影響と問題点は、以下のようなことが考えられる。

- ① 車両基地と周辺開発によって、貴重な農業振興地域が消滅する
- ② コウノトリが飛来し、希少種が多く生息する豊かな自然環境が破壊される
- ③ 新幹線車両基地による騒音、振動などの基地公害が周辺にもたらされる

- ④ 車両洗浄水用の地下水が大量に汲み上げられて、周辺の酒蔵はじめ豊かな水環境を壊す
- ⑤ 雨水の地下浸透やため池の治水機能が阻害され、周辺地域に水害の危険を招く
- ⑥ 車両基地の浸水対策で高さ5メートルのかさ上げ等により、景観や南北交通を阻害する

こうした問題点については、JRから具体的な計画の提案が今年3月に行われたあと検証されるはずだったが、新型コロナウイルス感染症の拡大の中で、JRの輸送人員の大幅減少や巨額の赤字に追い込まれる中で経営見通しが立たなくなったことや、リニア新幹線の静岡工区の着工が大幅に遅れる見通しになったことなどから、計画案の提示が無期限に先送りされた。

しかしながら、計画案の具体的提示がなくても、新幹線車両基地は全国に多々あり、基地のもたらす公害がどのようなものかは容易に知ることができる。また、基地と周辺開発によって、地域と周辺にどのような水利的影響や自然環境の破壊をもたらすかは、容易に推し量ることができる。だから、環境保護団体はいち早く反対と慎重な検討を市長に要望した。

したがって、基地計画の最大の論点は、以下のように明石市がまちの将来計画をどのようにとらえているかに尽きる。

都市内農地とため池 明石のまちの良さを象徴する田園ゾーンを失っていいのか

市とJRの協議経過から浮かんでくるのは、車両基地自体には懸念は残るが、車両基地を受け入れることによって懸案の両駅間への新駅建設をスムーズに進め、駅周辺の都市開発を期待できるという構図だ。JRの計画が早く進んでも都市開発は20年近く先のことであるにもかかわらず、相変わらず都市開発と人口増加に期待をかける“成長志向”が濃厚なことが見え隠れする。

明石市が2012年に策定した農業基本計画では「農業が将来にわたって地域の産業として成り立ち、持続的に『農』を活かしたまちづくりを進める」ことを謳い、大久保、魚住北部の市街化調整区域とともに、南部の市街地の中に保全した市街化調整区域の農業振興地域を重視している。

明石へ住居を求める人たちの理由に「都市の利便性と、都市近郊の自然環境豊かな田園風景」が挙げられる。都市と自然の調和ある住宅環境が、明石のまちづくりの“いのち”にもなっているからだ。

そうしたかけがえのないこの地域の良さが、新幹線車両基地や都市開発によって根こそぎ失われていく愚策を許してはならない。市の担当者は「後継者問題を抱える農家は、農地を売りたいがっている」というような言辞を弄しているが、農業と食糧自給が大きな課題になっている21世紀社会へ向けて、農業振興地域の農地は、土地所有者だけのものではない。明石市の将来のまちづくりにとって、コウノトリも飛来するかけがえのない農業振興地域の多面的な価値を、市民と行政が守っていかなければならない時ではないか。30万市民の“宝”を、公害迷惑施設でもある新幹線車両基地に売り渡すことのないように、声を上げるしかない。

(3) 泉市長のロジックに潜む危うさ

泉市長は「私は車両基地建設に賛成ではない。計画はJRの意向に過ぎず、市は全くの白紙だ」としながらも、車両基地についての協議を始めてから1年余を経てから、JR西日本と「包括連携協定」を締結した。

この協定について、市は「明石駅や西明石駅および周辺の整備や、ホームドアの設置など、JRの協力が必要なまちづくり課題がたくさんある。そうした課題解決にJRの協力を得るには、JRの希望である車両基地の計画についても協議に応じていかねばならない」と答弁している。

車両基地を「迷惑施設」であることを承知しながら、基地の問題も協議の対象にすることによって、市が求めるJR絡みのまちづくり整備計画についてJRの協力を得ていくというニュアンスで、いわば「ギブ&テイク」の交渉術というわけだが、あわよくば新駅周辺の開発整備についてもJRの資金的協力を得ようという姿勢が透けて見える。

このロジックは、「市にとって車両基地は迷惑で、貴重なまちづくり資源を台無しにする恐れがあっても、JR関連のまちづくり整備や新たな開発事業にJRの協力が得られれば、車両基地の受け入れはやむを得ない」という判断が、将来的に予想できるものではないか。

(4) コロナ禍の影響と計画の行方

この計画の先行きを読むには、新型コロナウイルス感染症の影響、すなわち「コロナ後」の社会の見通しとも大きく関係してくる。

厳しい鉄道、航空などの運輸事業の将来

JRに限らず、航空、鉄道などの運輸事業は2020年3月期に続いて2021年3月期の業績見通しは、民営化以降最悪の規模での赤字決算が続く。JR西日本が9月16日発表した業績見通しによると、2021年3月期の純損益は2400億円の赤字見通し。運輸収入が半分に落ち込み、売上高は4割減。鉄道分野の利用者は現時点で前年の3割程度でしかなく2021年3月時点でも6割程度の回復にとどまるという。ただし、感染が再拡大すればさらに悪化するという。

航空、鉄道事業の回復には数年から10年かかるという見方もあり、長期にわたって見直しが避けられない。これまでは右肩上がりの成長を前提に経営計画を組み立ててきたから、リニア新幹線や北陸新幹線の延伸などの整備新幹線の投資計画が派手に打ち上げられてきた。

しかし、コロナ後社会の「移動制限、自粛」に加えて、本格的な人口減少社会が始まる中で、これまでの成長志向一辺倒の経営計画は大きく転換を迫られる。コスト削減はもとより、設備投資の抑制や駅ビルなどの大型投資の具体的な見直しは年内に公表する予定という。

「コロナ後」のまちづくり計画への視点と巨大開発

コロナ後の経済・社会の大きな転換は、1990年のバブル経済崩壊以降も「右肩上がりの経済成長」路線を夢想してきた新自由主義経済が破綻せざるを得ないことだ。その最たるものは「成長なくして発展なし」を唱え続けて破綻した「アベノミクス」という経済志向だ。コロナ禍による感染者が世界で3000万人に達し、死者が百万人になろうとしているときに、アベノミクスをさらに進める宣言をする首相が登場する国の政府に期待できないが、コロナ後の経済・社会の転換は容赦なく訪れる。

その第一は、人口や経済成長に幻想を抱くのではなく、地球規模の食糧危機や災害の危機、経済危機（クライシス）に備えて、地域で自給、自立して暮らしていける「地域経済社会」を築いていくことだ。水やエネルギー、食糧を地域内で自立・自給できるような体制を整え、災害から身を守る減災対策や救助・救援の仕組みを地域内で整え、足らざるは広域的に支援を仰げる仕組みを整えておくことだ。もちろん、高齢化社会や障がい者などの社会的に弱い立場にある人たちを支える「地域ケアシステム」もこれには含まれる。

新幹線車両基地が計画されている自然豊かな農業振興地域は、明石市にとってなけなしの「資産」として最重視するまちづくり計画を立てねばならない。「SDGs」をまちづくりの大柱に掲げる一方で優良農地を見捨てるなら、「SDGs」をただの看板だけに使ったご都合主義の政策になりかねない。

8月29日の討論集会（第24回市民まちづくり講座）には、連続講座始まって以来という60名を超す参加者で盛り上がったが、当日の議論の中で提起され賛同の声が多かった「農地は農家だけのものではない。市民と行政が一体となって、豊かな農地をどう守っていくか、知恵を出し合おう」という呼びかけは、貴重なヒントだ。

農地は、食糧自給にとってかけがえのない生産基地であり、野鳥や昆虫、微生物など動植物を育むゆりかごであり、貴重な飲料水を育む受け皿でもある。住民の暮らしにとっても、貴重な緑と水辺環境をもたらす、自然と暮らしの接点を形成するかけがえのない住環境である。

車両基地問題に、新しい時代の視点を盛り込んでいきたい。

4. 住民投票条例の再度の否決と取り組み

住民投票条例は、明石市が2010年4月に施行した自治基本条例に「常設型の住民投票条例」の制定を明記しながら、10年間制定されないまま放置されてきた。自治基本条例が「明石市の憲法」だとすると、「違憲状態」が10年間続いていることになる。

(1) 突然の「再提案表明」とその後の展開の疑問

2013年8月には条例検討委員会を諮問機関としては異例の条例により設置し、委員会は2014年9月に答申した。市は同年12月市議会に条例案を提案しようとしたが、在住外国人への投票権付与をめぐる反対する動きもあって1年間先送りし、翌2015年10月に答申通りの条例素案をパブリックコメントに付したあと、同12月市議会に提案した。

ところが、提案の直前に最も重要な「署名数要件」（答申では8分の1）を理由の説明がないまま、よりハードルの高い「6分の1」に改ざんしたため、これに反対する議員や、立場の異なる在住外国人の投票権付与に反対する議員の双方が呉越同舟する形で全会一致で否決された。

こうした経緯を経て10年間“違憲状態”が続いてきたため、市は2019年12月議会の最終日に、泉市長が「違憲状態を放置しておくわけにいかない」として再提案する方針を表明した。今年3月議会での提案にあたって市は、答申の重要4項目のうち署名数要件など3項目は答申通りにしたが、前回の否決に配慮して在住外国人への投票権付与を外して提案した。

3月3日開かれた総務常任委員会では、自民党真誠会の穂原成人議員が「署名数要件は6分の1を譲れない。投票率が50%以上ないと開票しないという条項も必要だ」を主張し反対。公明党の松井久美子議員も「署名数要件は6分の1、開票条件は50%以上。署名の押印は必要、署名収集期間も1か月でよい。在住外国人にも投票権を与えるべきだ」と主張し、条例案に反対した。

これに対し、共産党、フォーラム明石、維新の会、未来明石の4会派は条例案に賛成する意思表示をした。共産党の辻本達也議員は「唯一の拠り所は検討委員会の答申だ。制定後長期にわたって制定されていないのは良くない」。フォーラム明石の林丸美議員は「答申を尊重し賛成。在住外国人を外したのは良くないが、ひとまず制定した後に改正していけば良い」。維新の会の筒泉寿一議員は「在住外国人の投票受け入れには反対の立場だが、条例案には賛成」。未来明石の丸谷聡子議員は「検討委員会答申は議会が可決して諮問した委員会の答申で、重い。検討委員会には議員経験者も2名入っており、尊重すべきだ。署名数要件は8分の1でも高いぐらいだ。在住外国人の投票権は今後の課題としたい」と賛成した。

住民投票条例検討委員会の答申 主要4項目

- ①請求に必要な署名数要件 有権者数の8分の1
- ②投票資格 18歳以上の住民。在住外国人含む
- ③署名の収集期間は2ヵ月
- ④署名簿への署名に押印は不要

(2) 議会の審議と対応に潜む問題点 市民自治あかしの「声明」

明石市の住民投票条例案は3月23日の本会議では、自民党真誠会（11人）と公明党（6人）が反対し、2015年12月に続き再度否決された。総務常任委員会では共産党、フォーラム明石、維新の会、未来明石の4会派が賛成し可決したが、本会議では会派の賛否は同じ構図ながら“逆転否決”になった。これで、自治基本条例に定めた最も重要な「市民参画の手続き」がこれからも宙に浮くことになり、同条例の制定を定めた明石市の最高規範に反した“違憲状態”が10年を超えて続くことになり、市長と議会の姿勢が問われる。

審議の過程では条例案の条項で賛否が分かれた「署名数要件」や「在住外国人の投票権付与」などについて、議員や会派はそれぞれの賛否の主張をするだけで、その根拠を議論することもなく、いきなり議員の数だけで賛否を決めてしまうという、相変わらず「討議不在の議会」という

機能不全が露呈し、議会基本条例に定めた「討議機関」「合意形成機関」として機能していない問題点が明らかになった。

また、3日の委員会では、共産党の辻本議員が「賛成できない会派もある中で、修正し再提案する考えはないか」と市に質したが、総務局長は「8分の1の署名数要件は約3万1400人に当たる、大変ハードルの高い数字だ。これ以上（ハードルを）上げる選択肢はあり得ない。最近の選挙投票率からみても、これ以上請求のハードルを高くするのは無理がある」と修正する意思がないことを明言した。

市が提案した条例案については、もう一つ疑問があった。答申通りに再提案するなら、「在住外国人への投票権付与」も当然盛り込まれるべきだったが、今回は見送った。案の定、公明党は在住外国人への投票権付与にこだわり反対に回ったが、市は本当に成立させようとするなら、提案後にも修正し、公明党に賛成へ働きかける努力があつてしかるべきだが、そうした動きは確認できていない。

言い換えれば、公明を含めた多数会派の反対で可決できないことを承知で、そうした努力を一切しなかったとも見える。再提案した「形をつくる」だけが目的であつたという疑惑が消えない。

市民自治あかしは3月25日、「住民投票条例の再度の否決に関する声明」を発表し、「無残な審議で再び否決された住民投票条例を真つ当な形で実現することへ向けて、さらなる展開を進めていきたいと決意する」と呼びかけた。

（4）今後の対応と取り組みの課題

住民投票条例の再度の否決が濃厚になる中で、市民自治あかしは3月14日の第21回市民まちづくり講座で「究極の市民参画！ 住民投票条例はどうなった？」を取り上げた。開催日は委員会でも可決された後で、否決濃厚な本会議を10日後に控えたタイミングになったが、あらためて住民投票条例の意義を振り返り、再否決後の対応について多角的な議論が行われた。

改選されたばかりの市議会の状況や、市の姿勢から考えると、早期に再提案し違憲状態の解消を図ることを優先すると、条例の中身が薄められて「実効性の乏しい条例」になる恐れもある。他方、住民投票条例だけでなく、さまざまな場面で、自治基本条例や市民自治の行政の原理である「市民の参画」や「協働のまちづくり」「情報の共有」の3原則が軽んじられていることが頻発しており、究極の市民参画制度である住民投票条例以前に、自治基本条例や市民参画条例に定めた「市民参画」の日常的な在り方を検証し、改善、改革を図る方がいいのではないか？という提案も出された。

こうした議論や提案に沿って、11月29日の第26回講座では再度このテーマを取り上げて「住民投票条例の再否決と市民参画システムの検証」を行うことになった。この検証議論をスタートに、引き続き自治基本条例や市民参画条例などの突っ込んだ検証作業を研究会方式で深めていくことも確認した。

5. 市議会改革と議員の資質向上を求める取り組み

市議会改革への取り組みは、この1年は低調に終わった。昨年4月の改選では、初めて議員候補者を招いた「公開討論会」を開催し、議会改革への熱意の可否を浮き彫りにした。

定数30の議会選挙は現職10人（欠員1含む）が引退した中で行われ、元職1人を含めて10人の新顔が選ばれ、3分の1の議員が入れ替わった。また、女性議員が明石市議会史上初めて9人に増えて、最大会派11人の自民党真誠会を除いて全ての会派が女性議員を擁することになった。

こうした背景のもとで5月15日に行われた正副議長選挙では、公明党（6）フォーラム明石

(4) 未来明石 (3) 維新の会 (3) の 4 会派が結束して、未来明石の大西洋紀氏を議長に選出し、副議長もフォーラム明石の宮坂祐太氏を選出した。長年最大会派の真誠会と公明党、民主連合、共産党などが連携して圧倒的多数を背景に無理な議会運営を主導してきた体制が崩れた。4 会派とも「議会運営のひずみを正し、正常化をめざす」ことで結束を表明したことから、期待した。

では、この 1 年どうだったのか？ 改革は進んだのか？ 1 年後の今年 5 月、この体制が瓦解し、元の木阿弥に戻ったのか？ どうか？

(1) 改選後の議会構成の変化と改革の試みは功を挙げたか？

① 請願提出の不発と現実対応

議会の新体制発足早々の昨年 6 月議会に、市民自治あかしは「次期・長期総合計画の策定に際して、市民参画のプロセスを求める請願」を提出するべく、7 つの全会派に紹介議員の要請書を提出し、各会派との折衝を重ねた。しかし、請願の提出期限ぎりぎりまで紹介議員の調整を続けたが、時間切れで調整が整わず、請願提出を断念した。

過去 4 年間、13 回にわたる請願提出を行ったが、1 回も採択されなかった。今回は採択の可能性が生まれている中で、初めて提出を断念することになった。理由は、基本的には賛同する意向を示している 4 会派の中で、対応のスタンスに微妙な違いが残ることが判明し、スタートしたばかりの連携にひび割れを招きかねないことを懸念したことにある。市民自治あかしも、今後の議会正常化と改革の推進を期待する立場から、現実的な対応を受け入れた。

こうした中で始まった 6 月議会では、提出を断念した請願の趣旨を未来明石の丸谷聡子議員が 17 日の一般質問で重点的に取り上げ、次期長期総合計画の取り組みに丁寧な市民参画を取り入れるように迫った。この日の本会議場は最近では異例の 40 名近い傍聴者で埋まった。

また、6 月議会の一般質問では丸谷議員以外にも出雲晶三議員（未来明石）森勝子議員（維新の会）松井久美子議員（公明党）がそれぞれ、新庁舎整備や住民投票条例、西明石地区の活性化、SDGs 問題を取り上げる中で「市民参画」にもとづく行政運営を進めるように指摘した。これらは、市民自治あかしからとくに求めたことではないが、それぞれの議員が自発的に自治基本条例に基づく市民参画の取り組みを指摘した点で、画期的な動きが生まれたと見ていい。

② 以降、昨年度は請願書の提出はなし

6 月議会の経緯や、9 月議会以降は新庁舎問題や新幹線車両基地問題などに忙殺され、この 1 年は議会請願には取り組めなかった。2015 年以降、議会改革の一環として請願には重点的に取り組んできたが、請願提出がゼロに終わったのは 5 年ぶりである。

以降の市議会は期待に応えたのかどうか？ すでに述べたように、新庁舎問題では 9 月議会で突然、国の財政支援の期限に間に合わせるように、現在地建て替えによる推進を全会一致で促した。新庁舎特別委の構成改善も手つかずのまま、議論不全の委員会が今も続いている。

議運委の申し合わせ事項の見直しは、市民自治あかしからも具体的な問題点と改善策を提言したが、ほとんど進まないまま、次の役員改選に至った。議会報告会だけは何とか実現したいと大西議長は再三にわたって言明していたが、コロナの影響もあって不発に終わった。

そして、今年 5 月には相変わらずの「一年交代のたらい回し」の慣行を踏襲したまま、4 派連携の枠組みの一部が崩れて、正副議長は自民党真誠会（千住啓介）公明党（佐々木敏）の体制に戻った。

(2) 議運委の申し合わせ事項の改革は進んだか？ 論点は提案したが？

昨年 5 月の新しい議会体制がスタートして、真っ先に取り組んだのが「議会運営委員会の申し合わせ事項」という名目で、本来あるべき自由で闊達な議会運営を妨げている「申し合わせ」の見直しを求めた。議会側の要請に応じて 7 月、速やかに改善すべき課題 8 項目と、

今後検討すべき課題 3 項目を提言した。

この提言の趣旨は、以下の 3 つの理由からだった。

- ・市議会議員は一人ひとりが「有権者市民」に選ばれた存在であり、一人ひとりの議員活動や採決権が尊重されねばならないのに、議会運営上便宜的に構成された「会派」を重視しすぎて、議会の討議や採決がまるで「会派」単位に行われるかのように「会派の中に議員を押し込める」風潮が感じられること。
- ・議会が「言論の府であり合議体であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじて合意形成に努める」ためには、“多数の支配”の前に少数者を尊重する民主主義の原理が希薄になってはいないかを感じる事。
- ・「多様な民意を反映する合議制の意思決定機関」である議会は、議員相互の自由な討議を重んじることが前提になり、市民に対する積極的な「情報の発信」と「情報の共有」が重要であること。

そのうえで、「可及的速やかに改善すべき申し合わせ事項」として、以下の 8 項目を挙げた。

- i 議案の公表、説明、質問通告時期を早めて、市民に対する定例会の議案周知を図る
 - ii 議会討議の活発化を図るために、「会派内での質問内容の調整を求めて議員一人ひとりの主張を会派内に閉じ込める」ことをやめる。また、修正動議の提出期限を必要以上に早く限定する申し合わせを削除する。さらに「討論」について「事前に通告がなければ、討論をできない」とするのは削除する。討論は、たとえば「賛成討論を聞いてから、それに反論することもあり、賛否の討論を応酬することを前提にしないのは『討論』と言えない。単なる『意見表明』に過ぎない」
 - iii 賛否採決は「会派」の賛否ではなく、議員個々の採決権にもとづくように改善する。
 - iv 議会運営委員会の構成基準が、大会派に有利な基準になっており、“多数の支配”を前提にした考え方を改め“少数を尊重する”という民主主義の原理に変える。少数会派の議員の扱いについて「当該議員は委員外議員として出席できる」とする。
 - v 公開されていない会議録の扱いについて、議運委や特別委員会、議会活性化推進委員会などの会議録は、情報公開請求によらずとも交付できるようにすべきである。速やかに、全ての会議録を検索システムに載せるように改善すべきではないか。
 - vi 「請願提出後の削除や訂正等は原則としてできない」とするのは、議論によって合意形成を図る議会の本来機能に反する。議論の中で、請願者が了解すれば、請願書の中の文言を一部削除したり訂正することによって採択が可能になるなら、可能な限り採択に努めるべきである。また、請願者と十二分に意見交換し討議するために、市民との議論や意見交換をできるだけしないようにする規定は削除する。(議員から質問されない限り請願者は発言できないとして運用されている)
 - vii 神戸市議会などは請願と同じように陳情も委員会に付託し、陳情者の発言機会を保障して審査し、採択の可否を採決して。請願に準じて取り扱うよう改善すべきである。
 - viii 議会運営委員会の資料は「資料配布の対象外とする」としているが、人事案件やとくに支障のあるものは例外扱いをするなどの措置をした上で、委員会資料は配布すべきだ。また「議会運営上当面取り組むべき課題」としては、以下の 3 点を挙げた。
 - ・会派の定義に関する見直し
 - ・特別委員会は特定の政策課題について、広く議員が参加した特定テーマについて設置するため、テーマに熟知した議員を中心に全ての議員の意見が反映できるよう会派の大小を問わず全ての議員が参加できる場で集中的に議論する委員会とすべきだ。新庁舎整備特別委員会は 2018 年に構成が変更され“会派代表者会議”のようになっており、従前の構成に戻すべきだ。
- ・正副議長の選出は、水面下の“多数派工作”によって選出するのではなく、オープンな

立候補制に基づき、所信表明等をした上で、選挙によって選出する方法に変える時期ではないか？ 地方自治法上は議長任期は4年だが、「自発的に退任」という形で、1年交代の“たらい回し”をしている時代ではない。すでに宝塚市はじめ4年任期に切り替えているところも少なくない。せめて暫定的に「2年任期」を導入するとしても、1年交代の慣行は止める時期ではないか。

(3) 流れた議会報告会の開催

昨年5月に新体制で議長に就任した大西議長は、6月議会を前に面談した際「議会報告会は何として実現したい」と言明していた。だが、議会活性化推進委員会でも議論がまとまらず年を越す中で、年度末ぎりぎりになってようやく、新庁舎建設問題では議会が決議して方向性を決めたこともあって、議会にも説明責任があるという理由から「新庁舎建設問題に限ったテーマでの議会報告会」を開催することが決まった。

ところが、ようやく決めた3月31日に開催する日程も、土壇場になってコロナ感染症への対応の中で延期になり、任期中の5月初めまでに実施するという案も立ち消えになり、議長は交代し潰えた。

(4) 議員間討議はいぜん藪の中

議会改革、議会活性化の要である「議員間の自由な討議」は、いぜん実現には程遠い状態で昨年度も終えた。議会基本条例で明記し、「議論する場」である議会運営の要が「議員間の自由な討議」だが、ことあるごとに「議員間討議はまだルールができていない」ことを理由に制止される場面が絶えない。議員の方も、議員間討議をしないという前提が体に染みついているのか、議員間で意見が異なったり対立しても、それに反論や修正を求める発言が制限されるために、議会は「言いつばなし、聞きつばなし」で終わり、傍聴市民にとっても議会の審議が魅力あるものに写らないために、議会の傍聴は衰退する一方だ。

議会自らが、議会の存在価値の貶めていることに気づかない愚を、繰り返している。

(5) 新型コロナ感染症と明石市議会の評価

新型コロナ感染症の拡大の中で、明石市議会はどのような対応をし、市民の期待に応えたのかどうか。

新型コロナ感染症の拡大とともに、全国の自治体議会は3月予算議会以降、感染対策を優先して、議会の開会を日程の縮減や審議時間の短縮などにより、自粛ムードが高まった。明石市議会は3月議会では一般質問の持ち時間を短縮したが、審議日程の短縮や審議せずに「専決処分」を認めるような「議会の自殺行為」は行わなかった。

市は4月以降も毎月のようにコロナ関連補正予算を策定し議会に提案したことから、6月の定例議会以外にも4月、5月、7月も議会を開会し補正予算案を審議した。ただ、コロナ対応補正予算は明石市独自の予算も含めて、「コロナ感染症対応は迅速な執行が必要」などの配慮もあつてか、基本的には掘り下げた議論が行われないまま、提案通りに可決されていった。

実際には、国の予算の執行以外に「明石市独自の積極対応」として数々の経済支援策が投じられ、感染症対策ももっと議論を深めて欲しい予算等もあつたが、議会側のチェック機能は総じて形式的に終わり、低調だった。

とくに、コロナ後の経済社会情勢を考えれば、新庁舎建設などの巨額投資事業は、コロナ後の将来財政見通しなど掘り下げた議論が必要だったにもかかわらず、ほとんど対象にならなかった。

(6) 持ち越した課題と今後の議会改革への対応

議会改革に関しては、「新たな議員の発掘」や「議員の資質向上」の課題、政務活動費の検

証と問題提起も、取り組めなかった。議会ツアーの取り組みや「議会改革市民100人委員会」の提案も積み残したままになっている。市民と議員の意見交換会も、しばらくご無沙汰になったままである。

率直に言って、2020年度に入ってから明石市議会への対応は、手をつけがたい状況にある。

では、今後どう対応するべきか？

すぐには請願活動などの対応をできる条件にはないが、ここは「原点」に立ち返り、対話可能な議員に幅広く呼び掛けて、いま一度「市民と議員の意見交換会」（市民と議員のトークフェスタ）を再開することから始めてはどうか。

会派を超えの9名の女性議員がいる。2019年度の連携と結束は緩み会派構成も細分化したが、対話可能な議員、対話を求めていると思われる議員もかなり存在する。そうした議員に呼びかけて、周辺の先進的な活動をしている市議会からも参加を呼び掛けて、議会改革の突破口をあらためて探ることから始めてはどうか？ 神戸市議会は昨年春の改選で、久しぶりに市民派議員の会派「つなぐ会」（5名）が生まれ、活発な議会報告会や議会内での提言活動を行っている。西脇市議会は、住民とのひざを交えて草の根会議を重ねて、全国的にも注目されている。こうした議会のメンバーも招いての意見交換会をぜひ再開したい。

6. 市民まちづくり連続講座への取り組み

2017年7月からスタートした「市民まちづくり連続講座」は、2019年は市長選などが錯綜したことから1月から8月まで休んだが、9月から再開した。10月には超大型台風19号の襲来（12日）で開催できずに延期し11月2日に開催するなどのハプニングもあった。年が明けて3月までは予定通り開催できたが、4月になるとコロナ感染症の拡大で活動全般がストップを強いられ、4、5月はやむなく中止した。

6月初めから活動再開を準備し、再開第1回（6月27日）は感染症がこれからの社会を長期にわたって変える可能性に言及した「新型コロナウイルス感染症から何を学ぶか？」をテーマとした。以降、7、8月はコロナで中止した新庁舎問題と新幹線車両基地問題を取り上げた討論集会を開催した。

9月は総会を開放した「トークサロン・草の根の市民自治を掘り起こそう」を講座に代えて開催し、10、11月と2つのテーマで開催計画が決まっている。11月で講座回数は延べ26回を数える。

昨年9月に再開してからの講座の特色は、市の「出前講座」が11月に行った「新庁舎計画」と「道路計画」の2回だけで、他は全て自主講座で開催したことだ。テーマが現在進行中の市政の課題で、いずれも市の対応を批判するテーマで、市の担当部局の「出前」は期待できないことから、自前の講師を招き開催し、討論集会とした。

18回までで、概ね出前講座になじむ重要なテーマが終了したこともあるが、自治基本条例に掲げる「市民自治のまちづくりと市政」が最近ゆがみを見せていることも反映していることになる。

7. その他の課題への取り組みについて

（1）道路問題

昨年秋に「明石の道路計画」を講座のテーマに取り上げたのは、2018年7月に国交省が姫路から明石市西部までの幹線道路「播磨臨海道路計画」のルート決定の大詰めを迎え、4車線で建設する方針を公表、2019年8月には4つのルート案を公表した。泉明石市長はこの発表に対し「明石ルート案」に反対を表明し、一気にクローズアップされた。

こうした動きが表面化する前から、自然環境保護団体や市民自治あかしは、この道路のルートが明石市西部を通過する場合には、第2神明道路に接続するために大久保町松陰新田の市街化調整区域を通過したり、里山環境を破壊する恐れがあることを懸念して、その数年前から情報収集に努めていた。

ルートは今年6月、加古川ルートに決定し、懸念された明石西部北上案はなくなったが、第2神明明石西インター付近の北部（魚住町清水新田辺り）を一部通過して第2神明道路に接続する可能性が残っている。

また、市内の幹線道路計画では、2019年度に懸案の山手環状線の未開通部分の早期完成へ向けて市が取り組むことが発表されたり、松陰新田の市街化調整区域の農地を縦断する江井島・松陰新田線の問題が浮上している。

(2) 子育てと保育の問題

市民自治あかしは、昨年9月の講座再開第1回に「明石市の子育て支援を考える」を取り上げた。

今年も泉市長の看板政策である「子どもを核にしたまちづくり」への賛辞が、吹き荒れた。中学校給食の実施、中学生の医療費無料化や、“待機児童ゼロ”をめざした保育所の増設、保育料の無料化などを進め、結果として「人口の7年連続増加」や「出生率の向上」など「まちの好循環」を生み出していると位置づけ、待機児童対策として保育所の急激な増設などを進めている。

いや、市長自身が積極的にメディア戦略などに力を入れている結果でもある。他方、子育て関連事業に重点的に予算配分されることによって、他の部門にもさまざまなしわ寄せが生じているが、そのことも市長は織り込み済みで発信しているから、市政の歪みはますます広がっている。新規保育所建設を最優先するために公園や教育関連施設が転用されることも、その表れだ。待機児童の問題はいぜん明石市の大きな課題で、保育の質問題とともに大きな課題だ。

待機児童対策としては2018年までの3年間で3800人規模の受け入れ枠増を行ってきたが、待機児童の増加に追いつかないため、2019年度も当初計画を倍増して1200人の受け入れ枠拡大を進めるとしている。

他方、保育の現場で働く保育士や関係者の間では、「保育の量」が急拡大する中で、子どもの安全性や「保育の質」について懸念する声も少なくない。年間1000億円の明石市予算の中で、子育て関連予算を8年で200億円へと倍増させたと豪語する泉市長と子育て政策を議論する前に、市民の中で「保育の質と量」をどう捉えたらいいのかについて議論した。

講座に先立って4回にわたって研究会を開催し、その中で出てきた問題点も提起した。

(3) 次期総合計画（SDGs推進計画）

2020年度で終了する第5次長期総合計画の後継計画である第6次長期総合計画（2021～2030年度）の策定委員会が昨年発足し、検討作業を始めた。昨年3月に取り組みを市議会に説明した際には、現行計画は2015年に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2015-2019年度）と合体させて、同総合戦略を長期総合計画の一部に組み込んで統合したものとして検討するとしていた。

だが、年度末ぎりぎりの今年2月3日に開催された第1回「あかしSDGs推進審議会」では、総合計画の名称が「あかしSDGs推進計画」とされ、総合計画の名称は（ ）内に添えられるものとなった。審議会は予定していた第2回会議がコロナで中止になり、その後開催されていないが、コロナで中止した際に計画年次を1年ずらすことも発表し、現行計画を2021年まで延長し、新計画は2022～2031年度までとするという。

他方、明石市は内閣府が地方創生に向けたSDGsの取り組みを推進するために募集した「SDGs未来都市」に応募し、今年7月17日に「県内で初のモデル都市に選定された」としている。この応募には、モデル都市としてどのようなSDGsの取り組みやまちづくりをする

のかという計画書を提出しており、これから議論を重ねて取りまとめる「SDGs推進計画」と、すでに内閣府から選定されたという「SDGs未来都市」計画との関係が極めて分かりにくくなっている。

審議会の委員の一部からは「10年間の総合計画をこれから審議すると諮問する一方、すでに市の内部でまとめた「未来都市」計画を策定済みなら、何を審議するのか？」という疑問の声も出ている。

そもそも、長期総合計画は自治基本条例第26条で「市民参画の下で定めなければならない」と義務づけられているものである。「市民と共にまちづくりを進めていくため、市民と共有できるまちづくりの目標を総合計画に定める」とも記載されている。そのような総合計画を恣意的に名称を変え、実質的に庁内でつくった同様趣旨の計画を政府に提出し、市民参画による審議が行われる前に決めてしまっているものかどうか。あまりにも自治基本条例の趣旨を無視し「県内初の〇〇」狙いに利用しているのではないか。

この総合計画づくりには、もう一つ大きな問題点がある。昨年6月に市民自治あかしが「次期・長期総合計画の策定に際して、市民参画のプロセスを求める請願」を提出しようとしたことは、議会改革の冒頭の辺りで述べた。通常、総合計画の策定には2年以上の時間をかけて行わなければ、まともな市民参画の手順を踏んだものにならない。過去には3年程度をかけたこともあった。

上記の請願は、総合計画の取り組みを始めて議会で明らかにした2019年3月議会から。当初は2019年度末、すなわち今年の3月までに策定し、議会に提案しようというスケジュールだった。昨年3月時点ではまだ審議会も発足していなかったから、1年未満の日程で向こう10年間の総合計画を策定しようとしたことに警鐘を鳴らそうとしたものだった。

その後今年2月にやっと審議会の初会合を開いたが、その時点では計画年次の1年先送りは決めておらず、3月に予定した2回目の審議会がコロナで中止になって初めて、1年先送りを決めた。しかし、審議期間の2020年度はすでに半分以上経過しており、審議は再開されていない。いったい今の明石市は、「市民参画」についてどのような認識でいるのだろうか。

新庁舎問題では繰り返し「市民参画」の手続きを問われた際に答えたのは「市民への計画説明会とパブリックコメント」に過ぎなかった。一方的な説明と「聞き置く」だけの説明会やパブコメは、自治基本条例以前から取り込まれてきた「市民参加」の手続きで、90年代あるいはそれ以前の「市民参加」制度である。このような経緯からすると、現在の明石市政は自治基本条例の趣旨や「市民参画」についての認識がほとんど欠けていると言うほかはない。

8. コロナ禍への取り組み

(1) コロナ禍の活動への影響と対応

新型コロナウイルス感染症は百年ぶりの地球規模的パンデミックとして、今なお感染拡大は世界でとどまるところを知らないかのように広がっている。少なくとも今後数年あるいは数十年にわたって影響は尾を引くと見られている。

足元での直接的な影響は、4月に緊急事態宣言が出たところから深刻になった。ウイズ明石はじめ市民活動の拠点となる公共施設が閉鎖され、「外出自粛」の波は日常的な市民活動へももろにおよんだ。細々と活動再開へ動き出したのは6月に入ってからだった。

市民自治あかしはウイズ明石再開の動きを見ながら、5月末に世話人会の人数を絞った幹事会を開催し、活動再開を模索した。延期した4、5月のまちづくり講座の再開計画とともに、講座の再開はコロナ感染症をどう受け止め、今後活かしていくのかという問題提起の講座から始めることを決めた。

これに先立ち、4月市議会最終日には泉市長と大西議長に面会し「新型コロナウイルス感染症

の緊急事態への対応」と題した緊急要請書を提出し、議員全員にも渡した。（資料参照）

（２）コロナ禍を「ポジティブ」に捉える発想を

6月27日に開催した第22回まちづくり講座「新型コロナ禍から、何を学ぶか？」で提起したように、短期的には感染症の拡大を抑止し、早期の収束・終息を図るために医療体制や検査体制の抜本的強化を図るとともに、感染拡大を避けるための努力がすべての人々に求められる。

しかし、この感染症が「行き過ぎたグローバル経済、行き過ぎた交通や人の往来、飽くなき開発と経済発展を求める地球規模における経済成長主義から生じた、地球環境の破壊と根っこが同じ」である限り、新型ウイルスが猛威を振るわない経済・社会にしていくことが、コロナ後の社会に不可欠である。

だとすると、コロナ後の社会にめざすべき社会像は、地域分散社会、地域自立社会、FEC自給圏社会、本格的な地域分権社会、地方自治・住民自治の拡大、過剰な第2次産業の抑制と1次産業の再構築、国内完結型の2次産業の育成などが考えられる。こうした社会像や政策の方向は、市民自治あかしが発足以来提起してきたまちづくりの方向と、見事に一致する。

新型コロナ感染症への対応についてこの半年余、地球レベルでもさまざまに語られてきたコロナ後の社会のあり方と同じ方向を向いて私たちは活動し、訴えてきたことを思い起こす。自信をもって、市民自治のまちづくりと行政の変革、地域社会づくりに取り組みたい。

9. 地方自治の充実、地方分権、市民自治の推進と国政改革について

この国が地方分権システムへ移行した2000年から、まる20年を経た。この間数次におよぶ地方分権改革を推進する勧告が行われ、地方分権や地方主権が重視された時期もあったが、この8年近くは地方分権とは真逆の方向への政策が露骨に進められてきた。

7年8ヵ月も続いた安倍政権は、この8月末に安倍首相が突然退陣表明した。後継首相に選ばれた菅氏は安倍政権の中核で政権を背負ってきただけでなく、「安倍政治」をまるごと継承する方針を明確にしている。だとすると、地方分権と地方自治を軽視する「安倍政治」は今後も継承されることになった。立憲主義に基づく民主主義を壊し、国民のいのちと暮らしを守れなかった経済政策や新型コロナ感染症対策も継承される中で、自治体の主権を重視し、地方自治と市民自治を高めるといふ国の政策は、まだこれからも望み薄いことが予想される。

明石市が10年前に施行した自治基本条例とそこに明確に掲げた「市民自治のまちづくりと市政」は、ここ数年立ち往生している。背景には、市民の参画や市民主権を制限する方針を持つ与党自民党の影響を強く受けた議員が、市民参画の拡大・充実に反対し、情報共有や説明責任を果たすことにも抵抗していることがある。住民投票条例の成立が立ち往生しているのも、そうした動きと背景によるものだ。

泉市政は、外部への巧みな宣伝力によってメディアや外部からは評価されているが、他方で政府や中央省庁との巧みな関係を築き、政府の施策を“先取り”してきた側面も見逃せない。その延長線上で、霞が関からの“天下り”職員が増大し、政府の政策を先取りした「優等生」として中央から評価されている側面も見逃せない。

地方分権が足踏みしているのは、第一に政権の「集権的体質」が強く反映しているためだが、自治体側にも明白な自主・自立の自治体行政を貫く覚悟がなく、中央政府に迎合的な体質から抜け切れていない側面も見逃せない。

私たちは、自治基本条例に明確に掲げた「市民自治によるまちづくり」の実現をめざし、市民自治の市政とまちづくりが進むように、地方自治が置かれている状況を直視し、自治体改革と国政改革に取り組んでいく姿勢を堅持したい。

10. 市民自治運動のウイング（すそ野）を広げるために

市民自治あかしは、その前々身である住民自治研究会の活動から数えると13年を超える。この間、自治基本条例の策定過程に市民の側から多様に関わるとともに、明石駅前の再開発計画に対する住民投票請求運動と直接請求署名、明石フェリー航路の廃止に反対し跡地へのマンション開発にストップをかける運動、「市民マニフェスト」による市長選挙の公開討論会や市長の「マニフェスト検証」（大会）、市議会改革を求める連続請願運動や市議会選挙に際しての議員候補者による公開討論会の開催、市政とまちづくりの個別課題を取り上げる「市民まちづくり連続講座」の開催などに取り組んできた。

しかし、残念ながら、市民自治を求める運動のすそ野は大きなうねりには程遠く、市民自治を求める市民の関心と行動はまだ一部にとどまっている。

ただ、ここ10年間の市内の市民の動きを見てみると、市民活動の広がりを見張るものがあり、多彩なテーマでそれぞれ日常的に活動を展開している。自然環境や再生可能エネルギー問題に取り組む団体、在住外国人問題や多文化共生に取り組む団体、居住環境や住まいの改善に取り組む団体、文化活動団体も趣味の領域を超えて社会的な視点を持ったグループも多々活動している。障がい者の支援や介護ケア、高齢者の介護ケアに取り組む団体は全市内にその活動のすそ野を広げている。

テーマ別の市民活動団体だけではなく、従来はともすれば内部の親睦や年間行事の消化にとどまっていた地域の自治会などの「地縁団体」も、明石市では「協働のまちづくり条例」に基づき校区まちづくり協議会（まち協）に衣替えし、地域のまちづくり課題やまちの将来像を自ら描き、日常的な地域課題の解決に向けて取り組んでいるまち協が徐々に増えている。

市民自治あかしは、やや先鋭的な形で真正面から市政やまちづくり課題を取り上げ、市政や議会には政策提言機能を果たし、市民のエンパワメントを図る活動に10数年取り組んできた。最近では、上記の多彩な活動グループが自主的に連携したり、協働して勉強会を開くことも少なくなっている。市民活動団体約30団体が連携する「市民ネット明石」はすでに7年の連携活動を重ね、昨年からは分野型の市民活動団体と地縁型のまち協との交流・連携を図る事業を始めている。

こうした多様な活動をしている団体やグループとさらなる連携を図るとともに、メンバーは一部重なっても「市民参画」や「農地保全」などの新しいテーマに特化した市民グループの立ち上げを支援し、アメンバーのように「連携の輪」を広げていく活動の触媒役も努めたい。

II 新年度（2020年度）の活動方針と具体的計画（案）

【活動の方針】案

新年度はすでに半年を経ているが、新型コロナウイルス感染症の収束と終息が見通せない中で、世界的パンデミックの終息には数十年の歳月を要するというWHOの見解も公表されている。今後とも新型コロナウイルス感染症という疾病へのかつてない取り組みが求められるとともに、半世紀余りにわたって人類が享受してきた開発、発展の享受を抜本的に見直し、政治、経済、社会のあり方を根底から変えていく変革の波に継続的にさらされる。

そうした目線のもとに、地域社会における自律的な経済と社会、私たちの暮らしのあり方を追求し、実現していくことが、自治体にも一人ひとりの市民にも求められる。

市民自治あかしにとっては、ここ10数年来、議論を重ね、政策提言市民活動として模索してきた地域社会と地域自治のあり方と、コロナ後の社会のイメージは重なる部分が多いことに気づく。換言すれば、これまで取り組んできた諸課題を「いよいよ実現できる社会が近づいてきた」とポジティブに受け止めることが重要だ。

他方、ここ何年か取り組んできた市議会改革や議員の資質向上への「壁」が途轍もなく大きいことを感じ、この先の取り組みにも厳しい課題があることも率直に表明したい。自治基本条例施行後まる10年を経ても、市の幹部職員も議員の多くも同条例が掲げる「市民自治」の理念を理解できていない中で、「市民参画」「協働のまちづくり」「情報共有」とは真逆の対応が、具体的な施策と行政運営の中でまかり通っていることに、愕然とする。

しかし、自治基本条例は市民が主体的に、粘り強く取り組むことによって「市民自治のまちづくり」や「市民自治の行政」をつくりだすという原点に立ち返れば、嘆いてばかりはおれないという気持ちになる。

新年度も、4年目を迎える「市民まちづくり連続講座」を継続開催することをベースに、市民力の向上と市職員との連携・協働をめざします。以下の具体的な課題と活動の方針に沿って、世話人会で議論と取り組みを深めながら、2019年度総括案の10で記載した「市民自治運動のすそ野を広げる活動」の展開をめざします。

【活動の計画】案

1. 「市民まちづくり連続講座」の開催を軸に、諸課題に取り組む

- ①できるだけ毎月1回のペースを目標に、講座を開催する。
- ②市の「出前講座」活用の副次的効果も念頭に置き、テーマによっては「自主講座」も併用しながら運営する。
- ③会場は原則として市民活動支援センターのフリースペースを活用し、経費の軽減とオープンな講座で「見える化」を図る。地域課題などのテーマによっては、地元開催も検討する。
- ④講座は一方的な講義だけではなく、情報提供や問題提起を受けて参加者ができるだけディスカッションする運営に努める。
- ⑤第25回は10/31（土）「SDGsって何？」次期総合計画づくりと関連して
第26回は11/29（日）「住民投票条例（再度の否決）と市民参画システムの検証」
を取り上げるとともに、市民参画システムの検証課題については講座開催後に研究会等を継続する。

2. 新庁舎建替え問題への取り組み

- ・7/26の討論集会（第23回講座）の議論を踏まえて、継続的に取り組む。
- ・市が2021/3末までに実施設計発注へ進むスケジュールを進めていることを踏まえ、基本設

計等に対して具体的な対案行動を検討する。

3. JR新幹線車両基地問題への取り組み

- ・コロナ感染症の拡大で、国全体の交通体系や輸送力の過剰等が急浮上してきており、JRの計画は相当遅延することは必至の情勢にあるが、国策として推進される計画への警戒と地域への影響等を検証する作業を継続する。
- ・次期総合計画、SDGs推進計画との整合性等を検証し、かけがえのない農業振興地域の保全や自然環境の保全に注視する。

4. 新長期総合計画とSDGs推進計画

- ・コロナ後社会への対応をどう生かすか？ 言葉だけの「SDGs」ではなく、本来のSDGsに沿った具体的施策の展開を求める。
- ・「長期総合計画」は自治基本条例第26条で策定が義務づけられている。勝手に「SDGs推進計画」に置き換えられるのか、自治基本条例との整合性も検証する。

5. 住民投票条例 再度の否決への対応

- ・市議会構成の現状、市長等市側の姿勢から、当面、再度の提案や「成立優先」を推進することが、かえって住民投票条例の本来の趣旨を減じかねない。
- ・当面は、新庁舎問題を住民投票に持ち込めるような状況でもないので、形だけの条例制定を拙速に進めない方が賢明という議論がある。
- ・一部からも提案されているように、市民参画条例の検証を行う中で、日常的な「市民参画」のレベルを上げていくための、総合的な検証を行う方がいいのではないか。
- ・そうした観点から、11月の講座では議論のスタートとする。

6. 市議会改革への対応

- ・すぐには請願活動などの対応を再開できる条件はないが、ここは「原点」に立ち返り、対話可能な議員に幅広く呼び掛けて、いま一度「市民と議員の意見交換会」（市民と議員のトークフェスタ）を再開することから始める。
- ・会派を超えて9名の女性議員がいる。2019年度の連携と結束は緩み会派構成も細分化したが、対話可能な議員、対話を求めていると思われる議員もかなり存在する。そうした議員に呼びかけて、周辺の先進的な活動をしている市議会からも参加を呼び掛けて、議会改革の突破口をあらためて探る。

7. その他課題への対応

- ・新たに生起する市政やまちづくりの課題、自治基本条例の検証課題、情報公開条例の変質等についても適宜と取り組む。

8. 市民自治あかしの運営等について

①会計報告、監査報告と財政方針について（別掲）

②世話人会の役員と組織体制について

市民自治あかし 2019 年度決算表

2019. 4. 1-2020. 3. 31

		2019 年度	2018 年度	摘 要
収入	会費	152,000	112,000	
	寄付金、カンパ	16,482	45,807	
	参加費等事業収入		40,200	
	雑収入	1,680	0	子育て支援研究会 7/20 中止会場費還付金
	収入小計	170,162	198,007	
	前年度繰越金	56,919	83,094	
	収入総計	227,081	281,101	
支出	会場費	19,100	12,500	
	その他集会会場費	0	112,390	
	通信費	1,598	1,598	HP ドメイン料
	事務費	3,645	1,710	宛名ラベル
	人件費（講師謝金）	20,000	0	6/29 総会講師謝金
	印刷費	35,101	62,649	ニュース、集会資料等
	郵送料	27,002	19,872	団体会費、広告料等
	雑費		5,423	
	その他雑支出	7,403	8,040	
	支出総計	113,849	224,182	
収支計	収支計	113,232	56,919	
	次年度繰越金	113,232	56,919	

監 査 報 告 書

2020年9月19日

市民自治あかし 監事 小山英二

市民自治あかしの2019年4月1日から2020年3月31日までの、2019年度における会計につき、収支決算書、金銭出納帳、領収証等の会計書類を監査した結果を、次のとおり報告します。

監査結果

収支決算書および金銭出納簿の記載は、関係書類と一致し、市民自治あかしの収支状況を示し、正確に処理されているものと認めます。

監査所見

担当役員の立て替え金の清算は、定期的に処理し、特に年度末期については、速やかに処理するよう努められたい。

以上

2019-2020 年度 世話人会、事件、事業一覧表

2020/9/19

世話人会		事件、事業	まちづくり連続講座		
月日	回		連続講座	回	講座の内容
6/21	119				
6/29		2019 年度総会			
7/18	120				
7/21		参院選投票率 50%割る 与党 2/3 割る			
8/19	121		9/21 再開	16	子育て支援
9/26	122	新庁舎現地建替えを特別委で突如決議	10/12 台風	17	新庁舎
10/18	123	10/15 本会議で新庁舎全員一致決議	11/2	17	新庁舎
11/12	124	11/15 新幹線車両基地計画報道 (k)	11/30	18	道路事情
12/1	125	12/16 新庁舎基本計画素案			
12/24	126	12/20 住民投票条例案 3 月再提出表明	1/11	19	新庁舎②
1/28	127				
2/15	128		2/22	20	本のまち
3/12	129	3/31 議会報告会コロナで延期?	3/14	21	住民投票条例
3/18		真誠会と公明党へ住民投票条例で要請書	4/25 中止	22	新庁舎③
3/23		住民投票条例、本会議で逆転否決、26 日声明発表	5/17 中止	23	新幹線基地
		コロナ感染症で活動休、停止 (4/7 緊急事態宣言)			
4/20		市長と議会へ緊急要請書			
5/28	130	コロナ明け幹事会			
6/10	131		6/27	22	コロナ禍学ぶ
7/9	132		7/26	23	新庁舎③
8/4	133		8/29	24	新幹線基地
8/20	134				
9/19	135				
9/26		'2020 年度総会			
			10/31	25	SDGs って何?
			11/29	26	住民投票条例と 参画検証

市民まちづくり連続講座 in 明石 開催の歩み

回	日 時	テーマと内容	会 場
①	2017年7月23日	明石港再開発計画とは何か？	自主講座
②	2017年8月26日	中核市移行の持つ意味と課題	明石市の出前講座
③	2017年10月7日	旧図書館跡と生涯学習センター分室の行方	明石市の出前講座
④	2017年10月28日	明石の食文化とは何か？	自主講座
⑤	2017年12月3日	「支え合いの地域福祉」の現状と課題	明石市の出前講座
⑥	2018年1月28日	公共施設の削減計画はどうなった？	明石市の出前講座
⑦	2018年2月24日	明石市議会はいま…どうなっているの？	自主講座
⑧	2018年4月15日	自治基本条例の市民検証報告書を読む	自主講座
⑨	2018年5月19日	明石の飲料水（上水道）事業の過去、現在、未来	明石市の出前講座
⑩	2018年6月24日	清掃工場の建て替えとゴミ減量行政の課題	明石市の出前講座
⑪	2018年7月29日	小学校区の「協働のまちづくり組織」はいま…	明石市の出前講座
⑫	2018年8月26日	下水道の整備計画はどうなっているのか？	明石市の出前講座
⑬	2018年10月27日	地域と学校 コミュニティ・スクールの現状と課題	明石市の出前講座
⑭	2018年11月10日	制度が変わった国民健康保険 負担と財政は？	明石市の出前講座
⑮	2018年12月9日	支え合いの地域福祉 Part II どう展開しているか？	明石市の出前講座
⑯	2019年9月21日	保育の質と量—明石市の子育て支援を考える	自主講座
⑰	2019年11月2日	新庁舎整備のあり方を考える—経過と現状、課題は？	明石市の出前講座
⑱	2019年11月30日	明石のみちビジョン—過去、現在、未来	明石市の出前講座
⑲	2020年1月11日	討論集会「これでいいのか！市庁舎建て替えの進め方	自主講座
20	2020年2月22日	市立図書と「本のまち明石」を考える	自主講座
21	2020年3月14日	究極の市民参画！住民投票条例はどうなったのか？	自主講座
	4、5月はコロナ中止		
22	2020年6月27日	新型コロナ感染症から何を学ぶか？	自主講座
23	7月26日(日)	コロナ禍でも、新庁舎の建設を進めるのか？	自主講座
24	8月29日(土)	J R新幹線車両基地の建設計画はどうなった？	自主講座
	9月26日(土)	トークサロン「草の根の市民自治を掘り起こそう」 (&総会)	ウィズあかし8階
		今後の講座開催計画	
25	10月31日(土)	SDGsって何？（新長期総合計画は先送りされたが…）	自主講座
26	11月29日(日)	住民投票条例再否決と市民参画システムの検証	自主講座

「住民投票条例」再度の否決に関する声明

2020年3月25日 政策提言市民団体 市民自治あかし

明石市議会は3月議会最終日に、再提案された住民投票条例を最大多数会派の自民党真誠会と公明党の2会派によって17対12で否決しました。

2010年3月議会で全会一致で可決成立し同4月に施行した自治基本条例に住民投票条例の制定を明記しながら、10年間“違憲状態”のまま放置してきた同じ3月議会で、2015年12月議会に続き2回目の条例案がまたしても葬られました。

明石市の自治基本条例では「市民自治のまちづくりを推進し、もって明石の自治を実現する」ことを謳っています。市民主体のより質の高いまちづくりを実現するために、市民による「市政への参画」と「協働のまちづくり」、その前提となる「情報の共有」を市政運営の原則に定めています。住民投票条例は、市民自治の要になる“究極の市民参画”ともいえるもので、これに真っ向から反対する議員や会派は、自治基本条例を定めた責任をどう考えているのか。市民自治をめざした市政運営への責任をどう果たすのかが、大きく問われます。

また、今回の条例案審議の過程では、最近の明石市議会の悪しき体質がもろに露呈されました。3月3日の総務常任委員会の審議では、議員構成上もあってフォーラム明石、維新の会、未来明石、共産党の4会派が4対3の賛成多数で可決しましたが、反対した両会派は反対内容の骨子を並べただけで、なぜ反対するのかについてほとんど明らかにしませんでした。

この条例案は自治基本条例の制定作業が始まってからすでに13年の経緯があります。住民投票条例の制定過程でも、住民投票条例検討委員会は異例の条例制定によって設置、諮問され、検討委員会は1年2ヵ月、11回におよぶ時間をかけて審議して答申しました。条例案は113ページにおよぶ大部なもので、審議の経過を詳細に記述しています。

条例案に反対するなら、当然ながら答申の内容について言及し、その結論の妥当性について詳細な反論を行ったうえで賛否を述べるのが、議員の責務です。また、議員間または会派間で真っ向から賛否が分かれる場合には、それぞれの主張の妥当性を議員間で議論し「合意形成」に努力するのが本来の議会のあり方であると議会基本条例に定めているにもかかわらず、「議員間の議論はしない」という前提の下で、議論抜きのまま、ただただ多数決で決定するという議会運営がまかり通っています。

本会議では数で勝る両会派が“逆転否決”できることを見越して、賛否の意見の相違や根拠などについての議論が全くないままに、数で押し切れればいいという最近の明石市議会の悪しき体質そのものと言わねばなりません。

本会議では3名が賛否の討論に立ちました。賛成討論に立った丸谷聡子議員（未来明石）と楠本美紀議員（共産党）はそれぞれ「会派を代表して」賛成理由を明らかにしましたが、唯一の反対討論に立った千住啓介議員（自民党真誠会）は「会派を代表して」という通常の前置きもなく反対理由を述べました。千住議員の発言は要約すれば「地方自治は間接民主制の議会が、行政の監督と議決を行っている。住民投票によって市民に議決権を委ねるのは議員として無責任で、議会人として許されない。投票結果を尊重するだけなら多額の費用をかけて住民投票を行わずとも、議会ですっかり議論して決めればいい。違憲状態を解消するなら、自治基本条例を見直せばいい」という、端から自治基本条例の趣旨も住民投票条例の必要性をも否定した発言でした。

千住議員の発言は地方自治を曲解し、住民自治の視点を否定し、自治基本条例の趣旨を認めない論外の主張です。同議員はこれまでも一貫して「市民参画」を限定的にとらえた発言を繰り返し、住民投票条例を否定し、自治基本条例の市民参画や住民投票の制定を定めた条項の廃止を主張している、市議会の中では“最右翼”の突出した思想を持つ議員として自他ともに認めています。

問題は今回の条例採決にあたり、条例制定に反対した17名の議員からは他には発言がなかったということは、両会派の議員はすべて千住議員の意見と同じ立場にある議員なのかどうかです。自民党真誠会には新人・元職議員が4名もいるほか、少なくとも多様な立場を持つ議員もいるはずです。公明党は市民参画や自治基本条例についてまた異なる意見があるはずなのですが、その意思表示もせずに市政の重要な仕組みづくりを否定しました。自立した議員として、自らの考え方や反対の根拠を明確にする、市民に対しての「説明責任」があるはずです。

明石市で住民投票条例の制定が“迷走”しているのは、2015年12月議会に最初の条例案を提案した際に、トップの指示で議案提出直前に最も重要な「直接請求に必要な署名数要件」を改ざんして提出したことに始まります。検討委員会が答申した「有権者の8分の1」を、住民にとってよりハードルの高い「6分の1」に変えてしまいました。条例素案をパブリックコメントに付して市民の意見を求めた際には答申通りの内容になっており、署名数要件については市民からは1件も異論がなかったにもかかわらずです。

市長は当時「議会の意思も大事で、多数会派の意見も配慮した」と説明したが、多数派の一部はさらに「在住外国人への投票権付与」などに反対し、改ざんに反対する議員、会派も含め全会一致で否決されました。

この“トラウマ”によって4年間条例制定は放置されたが、今回はまた、答申内容から「在住外国人」を外して提案したことによって、在住外国人の地方参政権に賛成する公明党はこの点についても反対理由に挙げました。

すなわち、迷走の大きな原因は議会の自治基本条例の制定趣旨に反する反対派議員の無理解にあります。条例案を提案する市長側にも議会対応を優先し、自治基本条例を遵守することに“腰が引けた”対応を繰り返したことも要因になっています。

さらに、市長は議会では「違憲状態を放置できない」と条例の成立を訴えましたが、2度目の条例提案を市民に周知することを怠り、「違憲状態の解消」を積極的に訴えることもしませんでした。「広報あかし」には1行も広報しないままで、HPに条例案をアップすることもなく、本気で制定をめざしたのかどうか疑問を持たれかねません。委員会審議の後、反対会派への働きかけをおこなった痕跡もなく、本気度が疑われました。

私たちは、自治基本条例の策定作業が始まってからこの13年間、さまざまな形で市民自治の市政運営をめざす自治基本条例の制定や、そこから派生した議会基本条例、市民参画条例、協働のまちづくり推進条例、そして住民投票条例の制定に市民の立場から声を届けてきました。

いずれの条例も、策定当時は内容のさらなる充実を求めて意見を出してきましたが、制定後は条例の趣旨を理解し、その遵守を議会を含む市政に求めてきました。

そうした中で、唯一成立を見ていない住民投票条例が再び否決され、陽の目を見なかったことに落胆します。何よりも、議会と議員が真剣な議論を行わないまま、いとも簡単に議席の数でもって否決したことに大きな不信感を持ち、残念な思いをしています。

明石市政は本当に、市民の立場に立って運営されているのか。最近ではしばしばメディアからも良きにつけ悪きにつけ注目される機会が多い都市ですが、市政運営の根幹にかかる「市民参画」の仕組みを制度化することに、あまりにも無責任な議員や当局の対応に声を失います。

とはいえ、「市民自治のまちづくり」を推進することを自治基本条例の冒頭に掲げた明石市が、名実ともに「市政への市民参画」と「協働のまちづくり」その前提となる「情報の共有」を市政運営の原則とする体質に変えることをあきらめるわけにはいきません。

無残な審議で再び否決された住民投票条例を真つ当な形で実現することへ向けて、さらなる展開を進めていきたいと決意します。

以上

新型コロナウイルス感染症「緊急事態」への対応について (緊急要請書)

2020年4月20日 政策提言市民団体 市民自治あかし

今般の新型コロナウイルスの感染症拡大は、戦後初めて遭遇する地球規模の未曾有の大災害であり、国内でも政治、経済、社会、市民の暮らしに重大な脅威になっています。政府は急遽「緊急事態宣言」を発出しましたが、市民のいのちと暮らしを守る最前線に立つのは住民に最も身近な自治体とりわけ市町村です。

明石市の感染患者数は17日現在8名にとどまっていますが、検査数が限られていることなどから潜在感染者は無数にあることも指摘されています。市民への影響は感染者のみならず、すべての市民が感染の不安に怯えて日々の暮らしを送っているほか、外出自粛や営業自粛などから平常の暮らしが一変し、あらゆる世代にわたってかつて経験したことのない困難な日々を強いられています。

市民の暮らしに全面的な責任を持つ自治体として、医療崩壊や保健衛生業務の窮迫を防ぐ対応はもちろん、児童生徒の教育を受ける権利の保障、高齢者や障害者、ひとり親家庭、経済困窮家庭などの社会的弱者の支援、地域コミュニティの健全な維持などの支援が欠かせません。

市職員の感染対策はもちろん重要ですが、このような非常時にこそ平常時の業務体制を“非常時モード”に切り替えて、医療・保健行政や保育・教育の現場はじめ手薄な部門にすべての人的資源と財政資源を投入すべきだと考えます。

また、現在は欧米や日本など先進国の感染症の広がりへの対応が焦点になっていますが、検査体制や医療体制が貧弱な途上国の被害がいずれ顕在化し、先進国による支援体制が求められることとなります。そうした事態に備えるためにも、足元での感染拡大を早く「収束」させ、国内の感染を「終息」させることが重要です。

以上の観点から、以下の対応をいただきますよう、要請します。

1. 平常時の職員配置を「非常事体制」に切り替え、不要不急の業務を停止し、コロナ感染症対応にすべての職員と財政資金を投入すること。

とくに、医療・保健現場、保育と教育の現場、食品や日用品の継続的流通の維持に努力している現場は、いずれも感染の脅威とたたかいながら懸命に社会的役割を果たしています。そうした現場には、官民を問わず人的、資金的、感染予防物資の支援の手を差し伸べる必要があります。

2. 新庁舎建設計画の業務を一時停止し、その人的資源と予算をコロナ感染症対策に振り向けること。平時に策定された市庁舎建て替え事業は、もともと無理なスケジュールを承知で基本設計へ向けた作業に入っていますが、コロナ感染症の拡大と長期化の中で、建設業界も業務のやりくりで困難が生じる中で無理な業務を行っています。

このような非常時ともいえる大規模災害が続いている中で、「百年の大計」に基づき進めねばならない庁舎建て替え事業を進めるべきではないのは自明です。行政は、いま迫られている事業と業務にすべての力を注ぐべきです。促進決議をしている市議会とも協議して、速やかに事業の進捗の一時停止を断行すべきです。コロナ禍が終息した後には、新たな行政需要と財政課題が山積するはずですから、巨額の新規投資をいま進めることは控えるべきです。

以上